第240号
受
24.5.10
付
小郡三井医師会

福県医発第４０８号（地）
平成２４年　５月　９日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件等について

ＤＰＣ対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（厚生労働省告示第 140 号）により示されているところであります。

今般、４月 17 日付けで上記告示の一部が改正されるとともに、平成 24 年３月 30 日付け通知「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部を改正及び修正する旨、厚生労働省保険局医療課長より日本医師会を通じて通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示第二号の別表に薬剤（エベロリムス、カスポファンギン酢酸塩）が追加され、それに伴う取扱い等について通知されたものであります。（詳細は別紙をご参照下さい。）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

(保19)
平成２４年４月２６日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件等について

ＤＰＣ対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（厚生労働省告示第１４０号）により示されているところであります。

今般、４月１７日付けで上記告示の一部が改正されるとともに、平成２４年３月３０日付け通知「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部を改正及び修正する旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示第二号の別表に薬剤（エベロリムス、カスポファンギン酢酸塩）が追加され、それに伴う取扱い等について通知されたものであります。（詳細は添付資料をご参照下さい。）

＜添付資料＞
１．厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
（厚生労働省告示第３４０号）
２．厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
（平24.4.17　保医発0417第3号　厚生労働省保険局医療課長）

24.5.01
694

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三五）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一五四）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件（同一五五）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五一）　三

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三三八）　三

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三三九）　四

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三四〇）　四

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（農林水産一〇二三）　四

○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（同一〇二四）　四

○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（同一〇二五）　四

○森林病害虫等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件（同一〇二六）　五

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに第七十九条第一号並びに第九十四条第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示（経済産業一〇〇）　五

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示（同一〇一）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四六五）　六

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を定める件（環境七六）　七

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一〇〇～一〇三）　八

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一〇四）　九

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇五）　九

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇六）　九

○道路に関する件（近畿地方整備局九七～一〇〇）　一〇

○都市計画に関する件（中国地方整備局七四）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁　二

〔官庁報告〕

官庁事項　二

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係　三〇

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　三〇

会社その他

7 (1) インド政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8 インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ閣下

付表

1	2		3	4	5
事業計画名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3	千二百七十九億千七百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四	十年の据置期間の後二十年	六年
2 西ベンガル州森林・生物多様性保全計画	六十三億七千百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	十年
総額			〇・六五		
			〇・〇一		
					千三百四十二億八千八百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆閣下

○厚生労働省告示第三百三十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第6部として次のように加える。

第6部　追補　(2)

品名	内用薬 規格	単位	薬価 円
(あ)			
アジルバ錠20mg	20mg	1錠	136.90
アジルバ錠40mg	40mg	1錠	205.40
(い)			
イグザレルト錠10mg	10mg	1錠	372.40
イグザレルト錠15mg	15mg	1錠	530.40
(え)			
エビリファイOD錠3mg	3mg	1錠	94.40
エビリファイOD錠6mg	6mg	1錠	179.30
エビリファイOD錠12mg	12mg	1錠	340.70
エビリファイOD錠24mg	24mg	1錠	647.40
(さ)			
サムチレール内用懸濁液15%	750mg	5mL 1包	1,679.60
(る)			
ルネスタ錠1mg	1mg	1錠	49.60
ルネスタ錠2mg	2mg	1錠	78.70
ルネスタ錠3mg	3mg	1錠	99.80
(れ)			
レグナイト錠300mg	300mg	1錠	98.50

品名	注射薬 規格	単位	薬価 円
(お)			
㊥ オキファスト注10mg	1%	1mL 1管	352
㊥ オキファスト注50mg	1%	5mL 1管	1,609

(か)			
カンサイダス点滴静注用50mg	50mg 1瓶	16,256	
カンサイダス点滴静注用70mg	70mg 1瓶	21,992	
(き)			
ボナロン点滴静注バッグ900μg	900μg100mL 1袋	4,498	
(く)			
ランマーク皮下注120mg	120mg1.7mL 1瓶	45,155	
外用薬			
品名	規格単位	薬価	
		円	
(あ)			
アイファガン点眼液0.1%	0.1% 1mL	438.20	
(え)			
エムラクリーム	1g	171.90	

○厚生労働省告示第三百三十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第十第一号中「及びヘパリンカルシウム製剤」を「、ヘパリンカルシウム製剤及びオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

第十第二号(一)ハ中「及びリオベル配合錠LD」を「、リオベル配合錠LD及びサムチレール内用懸濁液二五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表2の項中「掲る。）」を「掲る。）に係るものに掲る。）」に改め、同表に次のように加える。

25	0600Txxx0104xx 0600Txxx0114xx 0600Txxx97r3xx 0600Txxx97x40x 0600Txxx97x41x 0600Txxx99r3xx 0600Txxx99x40x 0600Txxx99x41x エベロリムス（当該薬剤の薬剤文書において記載された効能又は効果（平成23年12月22日に、薬事法第14条第9項の規定により、承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）
26	1300T0xx99x0xx カスポファンギン酢酸塩（当該薬剤の薬剤文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）

○農林水産省告示第十二十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十四年四月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間

(一)　区域

岩手県

一関市及び陸前高田市

宮城県

気仙沼市

秋田県

大館市、鹿角市及び鹿角郡小坂町

新潟県

佐渡市

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十四年五月七日から平成二十五年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金を交付する。

(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っていても十分でないと認めるとき、又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第千二十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十四年四月十七日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　区域及び期間

(一)　区域

宮城県

気仙沼市

秋田県

能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町

山形県

飽海郡遊佐町

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十四年五月七日から同年八月三十一日まで

保医発０４１７第３号
平成２４年４月１７日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）が改正されたところであるが、ＤＰＣ制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）第二号の別表に、エベロリムス、カスポファンギン酢酸塩を追加する。

２．関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年３月30日保医発第0330第１号）の別表を別紙のとおり改める。

３．関係通知の一部修正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年３月30日保医発第0330第１号）について、別添のとおり訂正する。

別紙

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
1	エプタコグ アルファ（活性型）（遺伝子組換え）	注射用ノボセブン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセブンHI静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP IIb－IIIa及び／又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるグランツマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x1xxx0xx　130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンIH５％静注 0.5g(10ml)、1g(20ml) 2.5g(50ml)、5g(100ml)	全身型重症筋無力症（ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏功しない場合に限る）	G700	010130 重症筋無力症、その他の神経筋障害 010130xx01x0xx　010130xx97x0xx 010130xx99x0xx　010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	ステラーラ皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405，M070$，M071$，M072$，M073$，M090$	070470 関節リウマチ 070470xx01x2xx　070470xx02x0xx 070470xx02x2xx　070470xx03x0xx 070470xx03x2xx　070470xx97x0xx 070470xx97x2xx　070470xx99x0xx 070470xx99x1xx　070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常性乾癬	L400，	080140 炎症性角化症 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注１mg	手術不能又は再発乳癌	C50$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x3xx　090010xx02x3xx 090010x97x30x　090010xx97x31x 090010x99x30x　090010xx99x31x
5	ボリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840，C841	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x　130030xx99x31x
6	ゴリムマブ（遺伝子組換え）	シンポニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）	M05$，M060$，M068$，M069$	070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダプトマイシン	キュビシン静注用 350mg	［適応菌種］ ダプトマイシンに感性のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA） ［適応症］ 敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染	I33$ L03$，L08$ A410	050090 心内膜炎 050090xx97x0xx　050090xx99x0xx 050090xx99x1xx 080011 急性膿皮症 080011xx970x0x　080011xx971xxx 080011xx99xxxx 180010 敗血症 180010x0xxx0xx　180010x1xxx0xx
8	テリパラチド（遺伝子組換え）	フォルテオ皮下注キット 600μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80$，M81$，M82$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxxx
9	ベンダムスチン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82$，C830，C831，C832，C838，C851	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx　130030xx99x2xx 130030xx99x30x　130030xx99x31x
10	アザシチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46$	130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x　130060xx99x3xx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
11	ロミプロステム（遺伝子組換え）	ロミプレート皮下注 250μg調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	130110 出血性疾患（その他） 130110x0xxx0xx　130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	（特定出来ない）	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治癒切除不能な進行・再発の胃癌	C16$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x3xx　060020xx02x3xx 060020xx03x3xx　060020xx04x3xx 060020xx97x2xx　060020xx97x3xx 060020xx99x2xx　060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治癒切除不能な膵癌	C25$	06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx　06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx　06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx　06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x5xx　130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx　090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269 C254，D137	060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍 060035xx0103xx　060035xx0113xx 060035xx97x2xx　060035xx97x30x 060035xx97x31x　060035xx99x2xx 060035xx99x30x　060035xx99x31x 06007x 膵臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx　06007xx0114xx 06007xxx97x3xx　06007xxx97x40x 06007xxx97x41x　06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x　06007xxx99x41x
18	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	アバステン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x4xx　090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090 多発性硬化症 010090xxxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1（（ジェノタイプⅠ（1a）又はⅡ（1b）のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 （1）血中HCV RNA量が高値の未治療患者 （2）インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性C型肝炎 060295xx97x1xx　060295xx99x1xx

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害（頭部外傷等）時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40$, G41$	010230 てんかん 010230xx97x00x　010230xx97x01x 010230xx97x2xx　010230xx99x00x 010230xx99x01x　010230xx99x10x 010230xx99x11x　010230xx99x20x 010230xx99x21x
22	テリパラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80$, M81$, M82$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxx　070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ（遺伝子組換え）	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウェルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	D998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx　090010xx02x3xx 090010xx97x30x　090010xx97x31x 090010xx99x30x　090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフィニトール錠 5mg	膵神経内分泌腫瘍	C25$	06007x 膵臓・脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx　06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx　06007xxx97x40x 06007xxx97x41x　06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x　06007xxx99x41x
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70	130070 白血球疾患（その他） 130070xx99x0xx

正　誤　表

別　添

正

別紙

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
1	エプタコグ　アルファ（活性型）（遺伝子組換え）	注射用ノボセブン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセブンHI静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP IIb－IIIa及び／又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるグランツマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x1xxx0xx　130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2～20	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害（頭部外傷等）時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与し	G40$，G41$	010230 てんかん 010230xx97x00x　010230xx97x01x 010230xx97x2xx　010230xx99x00x 010230xx99x01x　010230xx99x10x 010230xx99x11x　010230xx99x20x 010230xx99x21x
22～26	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

誤

別紙

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）	診断群分類番号
1	エプタコグ　アルファ（活性型）（遺伝子組換え）	注射用ノボセブン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセブンHI静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP IIb－IIIa及び／又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるグランツマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x1xxx0xx　130110x1xxx0xx 130110x0xxx3xx
2～20	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害（頭部外傷等）時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与し	G40$，G41$	010230 てんかん 010230xx97x00x　010230xx97x01x 010230xx97x2xx　010230xx99x0xx 010230xx99x01x　010230xx99x10x 010230xx99x11x　010230xx99x20x 010230xx99x21x
22～26	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）